

最高人民法院最高人民検察院による
著作権侵害刑事事件の取扱いにおける
録音・録画製品に関連する問題についての回答

2005年10月13日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院最高人民検察院による著作権侵害刑事事件の取扱いにおける録音・録画製品に関連する問題についての回答

(2005年9月26日最高人民法院裁判委員会第1365回会議、2005年9月23日最高人民検察院第10期検察委員会第39回会議にて可決 2005年10月13日最高人民法院、最高人民検察院公布 2005年10月18日より施行)
法釈 [2005] 12号

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、人民検察院、解放軍軍事法院、軍事検察院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院、新疆生産建設兵団人民検察院各位：

《知的財産権侵害による刑事事件の取扱いにおいて具体的に使用する法律の若干の問題について最高人民法院、最高人民検察院の解釈》公布後、一部高級人民法院、各省人民検察院から、著作権侵害による刑事事件の取扱いにおける録音・録画製品に関連する問題について、伺い書が提出されました。討議を経て、次のように回答します。

営利を目的として、録音・録画製作者の許可を経ず、その製作された録音録画製品を複製発行する行為における複製品の基準数量は、《知的財産権侵害による刑事事件の取扱いにおいて具体的に使用する法律の若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈》第5条第1項(2)、第2項(2)の規定をそれぞれ適用する。

録音・録画製作者の許可を経ずに、情報ネットワークを通じてその製作された録音・録画製品を配信する行為は、刑法第217条(3)に規定する“複製発行”とみなす。

以上